# ①学部【学士課程】

学部	学科	.1	法令上必	必要な専任教		
		収容 定員		(うち 教授)	(うち 講師 以上)	備考
人文社会科学部	人文社会科学科	1,200	17	9		平成29年度設置
地域教育文化学 部	地域教育文化学科	700	11	6		平成29年度入学定員変更 (△65)
理学部	理学科	840	18	9		平成29年度設置
医学部	医学科	750	150	30	60	
	看護学科	250	12	6		
工学部	高分子•有機材料工学科	560	10	5		平成29年度設置
	化学・バイオ工学科	560	10	5		平成29年度設置
	情報・エレクトロニクス学科	600	11	6		平成29年度設置
	機械システム工学科	560	10	5		平成29年度入学定員変更 (25)
	建築・デザイン学科	120	7	4		平成29年度設置
	システム創成工学科	200	8	4		
農学部	食料生命環境学科	660	16	8		平成29年度入学定員変更 (10)
大学全体の収容 定員に応じた教員 数	医学以外	6,250	53	27		
	医学	750	8	4		
	合 計	7,000	341	128		

<sup>※</sup>算出根拠:「大学設置基準」(昭和31年10月22日文部省令第28号)の別表第一、別表第二等。

## ②大学院研究科【修士課程·博士前期課程】

研究科	専攻	収容定員	法令上必要な 研究指導教員数		法令上 必要な 研究指 導補助	法令上 必要任教 員数	備考
			(A)	(うち 教授)	教員数 (B)	(A+B)	
社会文化システム研究科	文化システム専攻	12	3	2	2	5	
	社会システム専攻	12	5	4	4	9	
地域教育文化研究科	臨床心理学専攻	12	3	2	3	6	
	文化創造専攻	16	4	3	2	6	
医学系研究科	看護学専攻	32	6	4	6	12	
	先進的医科学専攻	30	6	4	6	12	平成29年度設置
理工学研究科	理学専攻	106	8	6	0	8	平成29年度設置
	物質化学工学専攻	76	6	4	1	7	
	バイオ化学工学専攻	56	4	3	3	7	
	応用生命システム工学専攻	46	4	3	3	7	
	情報科学専攻	56	4	3	3	7	
	電気電子工学専攻	68	5	4	2	7	
	機械システム工学専攻	100	8	6	0	8	
	ものづくり技術経営学専攻	20	4	3	3	7	
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	130	10	7	0	10	平成28年度設置
農学研究科	生物生産学専攻	28	4	3	2	6	
	生物資源学専攻	32	4	3	2	6	
	生物環境学専攻	24	4	3	2	6	
合 計		856	92	67	44	136	

<sup>※</sup>算出根拠:「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年9月14日文部省告示第175号)等

## ③大学院研究科【博士課程·博士後期課程】

研究科	専攻	収容定員	法令上必要な 研究指導教員数 (うち 教授)		法必研導 教 の の の の の の の の の の の の の	法令上 必要任教 員数 (A+B)	備考
医学系研究科	医学専攻	104	30	20	30	60	
	看護学専攻	9	6	4	6	12	
	先進的医科学専攻	27	6	4	6	12	平成29年度設置
理工学研究科	地球共生圏科学専攻	15	4	3	3	7	
	物質化学工学専攻	9	4	3	3	7	平成28年度設置
	バイオ工学専攻	12	4	3	3	7	
	電子情報工学専攻	12	4	3	3	7	
	機械システム工学専攻	9	4	3	3	7	
	ものづくり技術経営学専攻	6	4	3	3	7	
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	30	4	3	3	7	平成28年度設置
合 計		233	70	49	63	133	

<sup>※</sup>算出根拠:「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年9月14日文部省告示第175号)等

## ④大学院研究科 【専門職学位課程】

			法令上	要な 必要な 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	法令上必要な専任教員数					
研究科	専攻	収容定員	必要な 指員数 (A)		(A+B)	(うち 教授) ※以上	(うち 実務員 数) ※以上	(うち 専任 みな 数) ※以下	(うち成度の 30年で過 30年で過 30年で過 30年で過	
教育実践研究科	教職実践専攻	40	9	4	13	7	6	4	4	
合	計	40	9	4	13	7	6	4	4	

<sup>※</sup>算出根拠:「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年3月31日文部科学省告示第53号)等